園のしおり

【重要事項説明書】





社会福祉法人　なぜの木会
子どもの家保育園
〒１４３－００１２
東京都大田区大森東５－２－１１
ＴＥＬ（３７６１）１３５７
ＦＡＸ（３７６１）１４８４

①保育園の概要

子どもの家保育園は１９４９(昭和２４)年６月１日に創立されました。
戦後の荒廃の嵐の中、子ども達が少しでもよい環境の中で育てられるよう、働くお母さんや地域の皆さんの強い要望により、大森東４丁目にあった通称“与五衛門の庭”での青空保育から出発しました。その当時、大田区には公立の保育園が入新井と羽田に２園あるだけでした。創立以来、地域の皆さんに支えられて現在を迎えています。



１９５０(昭和２５)年５月、児童福祉施設として東京都の公認の許可を得、大田区で初めて私立保育園として認可されました。
１９７０(昭和４５)年１２月、厚生省の認可を得て社会福祉法人子供の家保育園となりました。
２００４(平成１６)年４月より、法人名を開園当時から園庭にあり、子どもたちを見守り続けた「なぜの木」にちなんで社会福祉法人なぜの木会と改めました。
２００９(平成２１)年２月９日、園舎を新築し、現在地に移りました。
２０１０(平成２２)年４月より、園名表記を「子どもの家保育園」に変更しました。
２０１１(平成２３)年４月より、２園目となる「千鳥さくら保育園」を開園しました。
２０２２（令和４）年４月より、３園目となる「大森西第二保育園」（区立民営）が開園しました。

②保育方針

１．こどもが健康・安全で生き生きと毎日が過ごせる環境を用意する。
２．地域における子育て支援のために、乳幼児の保育に関する相談に応じる。
３．保護者の就労を保障し、かつ、家庭と園とが協力して育てる。



③保育目標

◎生命を大切にし、たくましいこども
◎あそびを豊かに仲間づくりをするこども
◎豊かな感受性と思考力を持つこども

④児童定員

年　齢	０才	１才	２才	３才	４才	５才	
クラス名	ひよこ	り　す	うさぎ	ひつじ	きりん	ぞ　う	合　計
定　員	１２	１５	１８	１８	１８	１８	９９

⑤開園時間　【7：15～18：15】

⑥延長保育　【18：16～19：15】

・開園時間終了から１時間以内の延長保育を実施しています。
・スポット延長保育も実施しています。詳しくは１２ページをご覧下さい。

⑦保育時間

・保育時間は、認定された保育必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。

・入園直後は、集団生活に無理なく慣れていけるように短い時間でのお預かりとなります。徐々に通常の時間に移行していきますのでご了承下さい。なお、勤務等で短い時間でのお預かりが困難である方は園にご相談下さい。

（大田区「入園申込みのしおり」より）

※特別な事情がある場合は、その都度、保育園にご相談下さい。

・保育の必要量（利用可能時間）

「保育標準時間」と「保育短時間」の２種類があります。

大田区から保育の必要性を認定した、「認定証」が発行されます。

「保育標準時間」：保育利用時間は開園時間の最長１１時間。
それ以外は月ぎめ延長保育、スポット延長保育になります。

「保育短時間」：保育利用時間は午前９時から午後５時の最長８時間。
それ以外はスポット延長保育になります。
保育利用時間が午前９時から午後５時の時間帯に合わない場合は、
保育標準時間認定への切り替えの申請が必要になります。
保育園にご相談下さい。
また、行事等で保育時間がずれるような場合は、スポット延長保育
料金の徴収はしません。

・育児休業中の方；大田区発行の「入園後の各種手続きについて」をご覧下さい。

⑧休園日

・日曜日、国民の祝日、年末年始（１２／２９～１／３）

⑨職員構成

当園の職員は保護者、理事者と共に常に働く者の活動が守られるよう、意思の交流を計ります。

代表者ー理事長；小川　一八　施設長ー園長；福田忠士

・保育園の職員は２４名です。

園長；１名　保育士；１７名　栄養士；４名　看護師；１名　事務；１名

・必要に応じてパート職員を配置しています。



⑩保育園の生活とあそび

§保育園での１日の過ごし方(基本)

《０才児クラス》		《１～２才児クラス》		《３～５才児クラス》	
7:15	開園	7:15	開園	7:15	開園
	順次登園		順次登園		順次登園
	お子さんの離乳食	9:00	あそび･散歩	9:00	あそび･散歩
	の進み方や発達				制作活動
	状況に合わせて	10:45	１才児昼食		
	生活時間が	11:00	２才児昼食		
	異なります。			11:30	３才児昼食
			睡眠	12:00	4~5 才児昼食
	（内容）				3~5 才児睡眠
	あそび･睡眠･食事				
	おやつ･検温･沐浴	15:00	おやつ	15:00	おやつ
	散歩等		あそび		あそび
16:00	順次降園	16:00	順次降園	16:00	順次降園
18:15	閉園	18:15	閉園	18:15	閉園

☆１８：１６～１９：１５まで延長保育実施。

☆進級近くには、食事時間が多少遅くなるクラスもあります。

§毎日の保育園と家庭との連絡方法

§０～２才児クラス→コドモン連絡帳（アプリ）を使用します。各クラスの掲示板、庭の掲示板もご覧下さい。

§３～５才児クラス→コドモン、各クラスの掲示板を使用します。
庭の掲示板もご覧下さい。

§各クラスの「クラスだより」園の「園だより」「保健ニュース」「給食献立表」があります。

§その他、行事や取組みに向けての各種お手紙が発行されます。また、コドモンで配信するお知らせもご覧下さい。



§保育の様子

◎産休明けからの０才児クラスは個人差も大きいので、 個々の状態に合わせて、抱っこやベビーカーなどを利用し、外気浴や近所の公園へと散歩をしたり、室内やテラスでゆったりとすごしたりしています。離乳食の味付けや形態を
保護者に知って頂くため、食事の見本を形態ごとに保育室に展示し、懇談会での試食もあります。食事は自分でお座りできない子たちは、一対一の抱っこで食べています。
自分から座って遊べるようになった子たちは体の大きさにあったイスとテーブルを使い、１人から２人３人と一緒に食べるようになっていきます。
◎言葉の出始めた頃には、自分の思いをまだうまく言葉にして伝えることができないために、かみ

つきとなることがあります。かみつきを起こさないためにも保育者は、常に子どものそばにいて、それらしいしぐさやイライラした様子が見えるときは、「どうしたの」「〇〇がほしかったの」と子どもの気持ちを代弁し、落ち着かせます。万が一、かみつきが起きたときは、「いたかったね」とかまれた子には、痛みを共有する対応と処置をしますが、かんでしまった子の気持ちにも添うように「〇〇ちゃん、いたかったよ」「どうしたの」と思いを聞くようにしています。

◎１才～２才クラスは、基本的生活習慣の自立をめざした保育をしています。

食事も１人で上手に食べるようになったり、トイレでの排泄が安定したりしておむつがはずれる子もいます。

手先も少しずつ器用になりボタンのかけはずしもできるようになります。



◎自分の足でしっかり歩けるようになってほしいと考え、また、床暖房ということもあり、室内では冬でも裸足で過ごしています。貴船堀を埋め立てた「きのこの公園」、緑いっぱいの「自転車公園」、「昭和島」、「ふるさと浜辺公園」を自分の庭のようにして遊びにでかけ、木の実や虫などを見つけたり、走り回ったりして楽しんでいます。

◎夏場は０～２才児は２階テラスで水（温水）あそびをします。パンツになった２才児はプールあそびをします。３～５才児は３階テラスにあるプール（６月下旬、７月上旬は温水）であそんだり、泳いだりします。お子さんの状況に合わせ、水に慣れることからはじめ、徐々に水あそびの楽しさを体験できるように工夫しています。

◎キャンプ

心身ともに成長し、体力のついた５才児クラスは、親元を離れ、友だちや職員と１泊２日の園外キャンプに出かけます。日常では経験できない事にも挑戦し、仲間と一緒に生活します。



４才児クラスは５才児クラスのキャンプへのステップもかねて、親元を離れての園内１泊お泊りキャンプを経験します。

皆でバーベキューや花火等を行い、楽しく過ごします。

◎版画活動

幼い頃から、やぶいたり、くしゃくしゃにしたり、ちぎったり、丸めたりして親しんできた紙あそびは、年齢が進むにつれて手や指の発達を促し、紙のいろいろな扱いを体験し、ものを作り出す能力を伸ばしていきます。紙を切ったり、ちぎったりするあそびの中から、大きな形、長いものや短い形が生まれ、その活動に興味を示す時期があります。初めは単純な紙あそびですが、その中から生まれた形に、イメージをふくらませていきます。このイメージ活動を出発点として、何も書かれていない紙から、自分のイメージに合わせて必要量を切り取り、切ったり、貼ったりして版にして写す表現が紙版画です。紙でつくった形は自由に動かすことができ、付け加えることもできます。このことは絵の描けない子どもにも形を獲得させ、イメージが発展します。自分だけの世界から、友だちとの世界へと意識が広がっていくと、共に話し合い、それぞれが版画の中に役割を持ち、大きな共同制作の作品をつくるようになり、キャンプや運動会、芋ほりなど楽しい経験はグループの友だちと相談しながらの紙版画の作品にもなっています。共同制作の取組みの中では、自分の思いを主張するだけではなく、友だちの思いも受け止め、お互いを認め合い、共通のイメージが作品となりますが、この取組みは、集団を高める活動の一翼を担っています。

◎異年齢保育の取り組み

３才、４才、５才のクラスでは、異年齢集団（まぜまぜグループ）での交流があり、誕生会やその他の行事の取組みと共に、散歩なども一緒に出かけています。
また、夏の間（７月末～８／３１）は、まぜまぜグループで生活をします。

◎子ども達の生活の場は、家庭、保育園と広がっていきます。それぞれの場所での生活が全く違っていては、健全には育ちません。家庭と保育園との２４時間を見通せるように連絡を密にとりながら保育をすすめていきます。

§行事予定

毎月　誕生会　　避難訓練
４月；入園式　進級式
５月；＊親子バス遠足（３・４・５才児以上）
６月；創立記念日
　　＊ぞうぐみ　園外１泊キャンプ　（５才児、父母同伴ではありません）
７月；きりんぐみ　園内１泊キャンプ（４才児、父母同伴ではありません）
９月；こどもまつり（４歳児がおみこしを作ってかつぎ、５才児がお店をだします）
10 月；うんどう会（０才児から参加します）　＊芋ほり遠足（４、５才児）
11 月；芋煮会
12 月；クリスマス会
２月；豆まき　お店やさんごっこ
３月；おわかれ会　＊おわかれ遠足　卒園式
＊印の行事はお昼のお弁当をお願いしています。
※行事は変更する場合があります。



⑪保育園の食事

保育園の食事は、厚生労働省が示す栄養所要量に基づいて献立を立てています。
これは成長いちじるしい幼児期にとって欠かせない必要な栄養量をバランス良く摂るためです。
日本の食文化を伝えると共に、おいしく、楽しく食べることもだいじにし、食べることが大好きな子どもにしていきたいと思います。また、朝食を摂らずに、登園すると、午前中に元気がでませんので、しっかり食べて登園するようにしましょう。
給食室入り口に、当日分のサンプルを展示しています。
サンプルケースの横に献立の写真を置いてあります。ご覧下さい。
（７月２１日から８月３１日は、展示を中止しています。）

§０才児



離乳食は赤ちゃんのあごや舌の動きの発達、胃や腸の消化・吸収能力の発達にあわせて、食品の種類や量を増やしながら進めています。
懇談会で試食をしていただいています。

保育室に当日分のサンプルを展示しています。
（７月２１日から８月３１日は、展示を中止しています。）

§１才児以上

保育園での食事は１日の栄養所要量の４０～５０％を目安に栄養士が献立を立てています。



《栄養量》
１～２才児：昼食（３５％）　午後のおやつ（１５％）
３～５才児：昼食（３０％）　午後のおやつ（１０％）
《食事内容》
主食→毎週、米飯４回、麺類２回
副食（おかず）→生活習慣病予防の観点から肉類や脂肪の摂りすぎに注意し、野菜や豆、海草類、きのこなど豊富な和食メニューを工夫しています。
おやつ→牛乳と手作りおやつ、果物をメインにしています。

・食事は栄養ばかりでなく、お子さんの味覚の発達を促すよう素材の味を生かすため、薄味にし、だし汁も自然の物を使用しています。また、食べ物を噛む力が育つように歯ごたえのある献立も取り入れています。
・添加物から子どもを守る為、食材や調味料は国産にこだわり、安全な給食を作っています。
・給食を通じて、家庭での食生活の参考になるよう、懇談会の時に試食を行っています
・入園時にお子さんの食べていた食事のアンケートを書いて頂き、参考にして食事指導を行っています。また、保育園で初めて食べる食材がないように、未食食材のチェックを行っています。事前に献立表を配布いたしますので、献立表に記載されている食材をご確認の上、未食のものがありましたら、ご家庭で一度はお試しください。
・食物アレルギーをもつお子さんへの除去食・代替食は、医師の食物アレルギー疾患生活管理指導票に基づき、家庭との連絡をよく取りながら行っています。
・アレルギーの程度によっては、保育園での給食では対応できず、家庭からお弁当を持参して頂く場合もあります。

⑫保健ー子ども達の健康のために

・保健計画

身長・体重計測	月１回	全園児
頭囲・胸囲計測	年２回（春・秋）	全園児
定期健康診断	年２回（春・秋）	全園児（嘱託医が来園します）
歯科健康診断	年２回（春・秋）	全園児（嘱託医が来園します）
０才児クラス健康診断	月２回	０才児（嘱託医が来園します）
１才児クラス健康診断	月１回	１才児（嘱託医が来園します）

※歯科検診を欠席した場合は各家庭で園医への受診をお願いしております。

・保育園は健康な子どもが生活する場所です。しかし、集団でいる為、病気が発生しやすいところと思っていいでしょう。子ども達の心身の健康を守り、病気の発生を

最小限におさえる為、早期発見、治療を心がけましょう。

§病気や身体に異常がある時は、お休みし受診をして早く治しましょう。

《発熱》

朝の体温が３７．５℃以上の時はお預かりできません。

熱だけでなく機嫌、食欲、咳や鼻水などの症状と合わせてみていきます。熱が３８℃以上あった場合は必ず診察を受けましょう。**厚生労働省の感染症ガイドラインに従い、園からは３７．５℃以上で連絡します。**

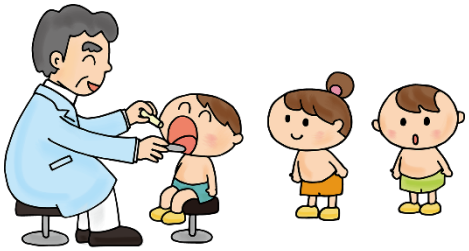
熱が下がってから２４時間は、おうちで様子を見て下さい。

集団保育で蔓延させない為にもご協力お願いします。一日も早く病気は治しましょう。

《下痢・嘔吐》

回数が多かったり、便性が悪かったりする時は（水様性のもの、悪臭がある）診察を受け、内服しなくても症状がなくなってから登園して下さい。

又、通常の食事がとれない場合は、おうちで様子を見て下さい。



《目ヤニ》

目ヤニのたくさん出るときは、必ず、眼科を受診して診断の結果をお知らせ下さい。大変伝染しやすいものもあります。お昼寝用シーツやタオルをお返しする場合もあります。

《その他》

元気がなく、ぐったりしていたり、機嫌が悪かったりいつもと様子が違うとき、嘔吐、発疹などの症状があった時は、主治医の指示を受けて下さい。

◎保育中に発病した場合には、保護者にお知らせをします。

状況によってはお迎えに来ていただきます。なお、**病児保育は行っていません。**

《感染症》

保育園は乳幼児が集団で長時間生活する場です。集団での感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、お休みして下さい。また、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園して下さい。

【登園届が必要な感染症】　　２０２３年２月改訂

○登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること

水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂疲（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂疲（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111 等）	―	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎（RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症）等	呼吸器症状のある間	全身状態が良いこと※
突発性発しん	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後 24 時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	―	医師により感染の恐れがないと認められていること 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※ 「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」を言います。

注１：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を０とし、翌日を１日目と起算します

・登園届について

子どもの家保育園　登園基準について。

日頃より園の運営にご理解とご協力を頂きありがとうございます。
今回は、お子様の発熱、下痢、嘔吐についての登園基準を改めてお知らせをしたいと思います。
子どもの家保育園は、厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』に従って対応をしていきます。
この表を参考に登園の判断をよろしくお願いします
又、園からのご連絡も基準に沿って行う事へのご理解とご協力をお願いします。

①　発熱の場合　日本の感染症法では３７．５℃～『発熱』３８℃～『高熱』と定義されています。

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から３７．５℃を越えた熱と共に元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく、水分が撮れていない。 ・24 時間以内に解熱剤を使用している。 ・２４時間以内に、３８℃以上の熱が出ていた。	前日３８度を超える熱が出ていない ・熱が３７．５℃以下であり、機嫌がよく顔色がよい ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発しんが出ていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・２４時間以内に解熱剤を使っていない ・２４時間以内に３８度以上の熱は出ていない。	３８℃以上の発熱がある。（園では３７．５℃以上で連絡します） ・元気がなく機嫌が悪い ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数いつもより減っている。 ・食欲がなく水分がとれない。 ※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。

②　下痢の場合

下痢とは「大便中の水分が増加した状態」です。 健康な便(普通便)の水分量は通常は 60～70%ですが、80～90%に増えるとやや軟らかい便(軟便)～泥状便となり、90%以上になると水様便になります。

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・２４時間以内に２回以上の水様便がある。 ・食事や水分をとると下痢がある（１日に４回以上の下痢） ・下痢に伴い体温が平熱より高め ・朝排尿がない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・２４時間以内に２回以上水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便が２回以上みられる。

水様便とは？
下痢の中でも、水分量が９０％以上の便が水様便で匂いもきついのが特徴です。
８０％～９０％は泥状便でドロッとしたうんちが特徴です。
下痢の原因として、食べすぎや飲みすぎ、薬の副作用といったこともありますが、食物中の細菌、ウイルス、寄生虫、食物中毒などもあります。 腹痛はないけど、水下痢が止まらないという場合は、過敏性腸症候群などの可能性があります。お子様の健康の為にも受診をして原因を知る事が大切と考えます。

③ 嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・２４時間以内に２回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく、水分も欲しがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	**・感染の恐れがないと診断されたとき。** **・２４時間以内に２回以上の嘔吐がない。** ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色がいい。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・２回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。

〇子どもの家保育園では、今後もより一層に感染対策を行なっていきます。
身近なところでは、うがい手洗いの仕方を子ども達に改めて伝える事。保健指導でもわかりやすくウイルスについて知らせるなどしていく事。
２次感染が広がらないように部屋を区切るなど努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましてもご協力を頂き、子ども達の園生活を共に守って行ければと思いますのでよろしくお願いします。
又、上記の項目に当てはまった時にご連絡いたします。
緊急連絡先となっている番号に必ずお電話がつながるようにしていただきますように重ねてお願い申し上げます。

前頁の感染症にかかった後の登園の際には、登園届を提出して下さい。
用紙は園にあります。（保護者が記入）
なお、以下の①の場合には、医師の診断書（有料）の提出をお願いします。②の場合には、お子さんの早期回復と集団での感染拡大を防ぐために、登園を控えていただくこともありますので、ご了承下さい。

① 前ページ「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合

②子どもの全身状態が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合



・予防接種後の登園について
ワクチンは「弱毒性の病原体」です。
体の中に病原体を入れるということですし、接種後の注意事項などにも“激しい運動等は避けましょう”とあります。
午前中、予防接種をされた方は、お預かりいたしますが、体調が急変する場合もありますので、必ず連絡が付くようにしてください。

・心身の発達上、気にかかる子どもについて
発達の遅れや気にかかる子どもについては、心理士等の専門家の助言、指導を受けながら保育を実施しています。巡回相談日は、保護者の方も参加して頂くことができます。

《欠席の連絡について》
コドモンを利用してご連絡下さい。９時３０分までにご連絡がない場合は園から確認の電話を入れます。
なお、電話の場合、朝は留守電になっています。メッセージを録音して下さい。

・病気の場合は主な症状（発熱の有無、咳、下痢、嘔吐など）を必ず連絡して下さい。
・受診後の登園については必ず連絡していただき、午前１０時ころまでに、登園して下さい。遅れる場合は、保健所の指導により給食が提供できない場合があります。
・ご家庭の都合でのお休みも必ず連絡して下さい。
・**９：３０までにご連絡をお願いします。**
・園医：わかば小児科クリニック（大森中１丁目）
大田歯科（大森東４丁目）



⑬薬について

〈薬に対する基本的な考え方〉

＊保育園は薬をお預かりしません。

病児（風邪症状・下痢症状など）の登園は、集団生活の場においてはお子さんの負担になり、周りの園児に広がる可能性もありますので、症状が回復されるまでお休みするようお願いいたします。受診をされて薬を処方された場合は、保育園で薬の預かりができないことを医師に伝え、家庭で服用できるように処方していただくよう相談して下さい。風邪などによる抗生剤などは一切お預かりできませんので、ご了承下さい。

〈例外としてお預かりする薬について〉

◇以下のいずれかに該当する場合、事前に園長と相談していただき、園長の承諾が必要です。
①熱性けいれん、その他のけいれん性疾患、アレルギー性疾患などの薬（吸入器、エピペンなど）

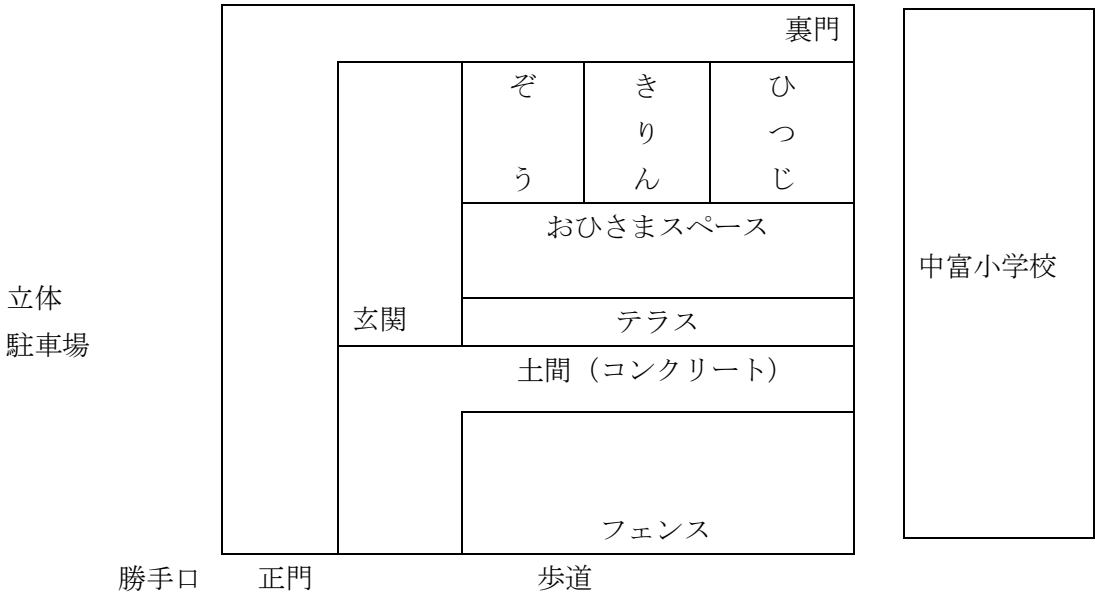
②アトピー性皮膚炎などの慢性皮膚疾患の軟膏
（保湿剤はお受けできません。園で用意した保湿剤を塗るようにします）
③感染症予後の薬（溶連菌などの抗菌薬）
＊薬をお預かりする際は与薬依頼書・同意書を記入の上、提出していただきます。
＊事前の相談がなく、当日の朝に持って来られた薬につきましてはお受けできません
のでご了承下さい。
＊その他の新たに生じたケースにつきましては個別に対応いたしますので園長にご相談下さい。
（薬剤情報提供書もいっしょに提出して下さい。）
＊必要に応じて診断書の提出をお願いする場合があります。

⑭入園時に準備していただく主なもの

※従来の健康保険証の廃止に伴い、マイナポータルでの資格情報の確認をさせて頂きます。別紙「健康保険証の資格情報について」をご覧ください。
※別紙「もちもの一覧表」をご覧下さい。
また、入園時の面接等で準備して頂くものを説明します。
※おむつについて
ご家庭で用意していただいた紙おむつ使います。
おしりふきは園で用意した物を使います。



⑮防犯対策



・自転車は、保育園フェンスに沿って、通行の邪魔にならないように置いて下さい。
・登園、降園の際は正門をご利用下さい。
・正門は電子錠で常時、鍵がかかっています。操作方法は入園時にお知らせします。
・正門は自動扉ではありませんので、開けたら必ず閉め、施錠（自動で施錠されます）
を確認して下さい。（お子様の怪我の原因にもなりますので触らないようにお伝えください。）
・中から外に出るときは、正門の柱の右側に鍵を
開けるつまみがあります。まわして開けて下さい。



外に出たら必ず門を閉めて下さい。
施錠（自動で施錠されます）を確認して下さい。
・番号は安全上の問題から、子どもや他の人に教えないで下さい。
・送り迎えがいつもと違う方の場合は、インターホンを押して頂き、お迎えのお子さんのクラス、名前、お迎えに来た方の名前を名乗って下さい。中から開錠します。
・開錠の操作は必ず、保護者の方が行い、お子さんには絶対さわらせないで下さい。
・登園したら、土間で靴を脱いで下さい。テラスは、土足禁止です。
・登降園時間以外の９：３０～１６：００、１８：１５～１９：１５に来園される場合は、インターホンを押して下さい。中から、開錠します。
・登降園時におひさまスペースに設置されてある QR コードリーダーにコドモンの QR コードをかざして読み取りを行ってください。

§名札の使用について
保護者の方に吊下げ式名札を使用して頂くことにしています。
各家庭２枚お渡しします。追加で必要な方は事務所までご連絡下さい。
送り迎え時も含め、来園されるときは必ず、首からかけて下さい。
＊名札を忘れた時や、いつもと違う方のお迎えなど名札がない場合は、正門でインターフォンを押して下さい。中から確認して開錠します。
おひさまスペースで予備の名札（青色）を受取り、園を出るときにはお返し下さい。



＊名札の無い方と一緒に入らないようにして下さい。
＊他の保護者の方が自転車を降りる準備をしている等の場合でも次の方のために開けっ放しにせず、各自が、暗証番号で開けるようにして下さい。
☆名札を破損、紛失してしまった場合は、事務所までご連絡下さい。また、卒園時、退園時は名札を回収します。

・受け渡しについて
０歳児、１歳児の受け渡しは、必ず保護者と保育士が手渡しで行って下さい。
２歳児～５歳児の保護者の方も必ず、保育士に声をかけ、確認後出勤して下さい。
また、帰りも同様に声をかけて、迎えに来たことを伝えて下さい。
・延長番；おひさまスペースで行います。
・延長番の方は安全確保のため、インターホンを押して頂き、お迎えのお子さんのクラス、名前、お迎えに来た方の名前を名乗って下さい。中から開錠します。

⑯お迎え時間について

§２００４年４月より延長保育を、２００６年４月よりスポット延長保育を実施しています。
お迎え時間が遅れた場合は、以下のとおりとさせて頂いています。（大田区と同じ制度です。）
・延長保育、スポット延長保育の利用者以外の方のお迎えが、１８：１５を過ぎた場合は、スポッ

ト延長保育料金と同額の１人４００円（その他の保育料）を徴収させていただきます。
封筒をお渡ししますので、翌日までに職員にお渡し下さい。なお、おひさま（共用）スペースの時計が電波時計になっています。この時計を基準にさせていただきます。

・延長保育、スポット延長保育の利用者の方のお迎えが、１９：１６を過ぎた場合は、スポット延長保育料金と同額の１人４００円（その他の保育料）を徴収させていただきます。封筒をお渡ししますので、翌日までに職員にお渡し下さい。
・開園時間は７：１５から１８：１５です。
（延長保育、スポット延長保育は１８：１６から１９：１５です)。
延長保育、スポット延長保育の利用者以外の方は、１８：１５に、延長保育、スポット延長保育の利用者の方は１９：１５に、お迎えをすませ、帰るようにお願いします。
・お迎えがお約束の時間を過ぎる場合は必ずご連絡をお願い致します。
・公共交通機関の遅延で、１８：１５、１９：１５を過ぎた場合は「その他の保育料」は発生しません。遅延証明書をお持ちください。

⑰延長保育について



◎通常の保育時間
原則として通常の開園時間（７：１５から１８：１５）の中で、保護者と児童の状況に応じて保育時間を決めています。
◎通常の開園時間内にお迎えに行けない場合
保護者(同居親族がいる場合はその親族も含む)が就労等により開園時間内でのお迎えが難しい場合、状況に応じてお迎え時間を開園時間終了後から１時間以内の間に延ばすこと（延長保育：１８：１６から１９：１５）が可能な場合があります。

《申し込みについて》
申し込みの受付から決定、及び費用の徴収まで、すべて保育園が行います。詳しいことは事務所へお問い合わせ下さい。
《対象となる児童》（①～④まですべてにあてはまる児童です。）
①在園児または入園、転園予定の児童であること。
②満１歳以上の児童であること。
③保護者が勤務時間、通勤時間などから開園時間内にお迎えができないこと。
④開園時間内にお迎えができる同居親族がいないこと。

《申込方法・申込先》
申込書が事務所にあります。必要事項を記入し、事務所に提出して下さい。
《申込み締切日》
実施希望月の前月末日まで。締切日がお休みの時は、休みの前の日となります。
なお、面接を行いますので、早めにお申し込み下さい。
《定員について》定員は２０名です。
《実施の決定について》
①提出された書類や、在園児の場合はお迎えの実態により判断します。

②定員に空きがあっても必要と判断した申込み児童数が空き数を超えるときは、選　考になりますので、延長保育を受けられない場合もあります。
また、必要と判断しても空きがなければ、延長保育を受けられません。
③選考方法：保護者の正規の就労時間や勤務先から保育園までの所要時間等で必要の度合いを判断し、実施する児童を決定します。



《通知》
①実施できる児童
実施開始月の前月に「延長保育承諾書」をお渡しして、お知らせします。
②実施できない児童
・「延長保育不承諾通知書」を最初の実施希望月の前月のみお渡しします。それ以降は、実施するときのみ「延長保育承諾書」をお渡しして、お知らせします。

・申込書は申込日から最長６ヵ月間有効です。「延長保育不承諾通知書」の申込み有効期間として「○○年○○月○○日まで」と記載してあります。

《費用について》
①延長保育は自主事業ですので、通常の保育料とは別に費用がかかります。
②費用の額は大田区の保育料制度と同じです。
③通常の保育料と異なり、２人以上の児童が延長保育を受けても、２人目以降の延長保育料は割引されません。
④月途中からの利用、解除の場合でも１ヵ月分の請求となります。
⑤利用がなかった場合でも、登録が継続の状態であれば１カ月分の請求となります。
⑥月初めに「延長保育料納入袋」をお渡ししますので、当月１０日までに事務所に納入して下さい。
⑦４月、９月は保育料の改定月にあたります。大田区からの資料が送られてくる時期によっては４・５月分、９・１０月分を合わせてお願いすることもあります。

《実施が決定された場合》
①お迎えの時間は、保護者等の就労状況等により決めます。
② 児童の心身の健康状態を考えますと、極力、お迎えを早めにして下さい。
③ 実施が決まった後に住所、就労状況等の変更がありましたら、各種届け出が必要となります。詳しくは事務所にお問い合わせ下さい。
④通常開園時間内にお迎えができるようになった場合は、すみやかに「延長保育辞退届」を提出して下さい。
⑤勤務時間や通勤先の変更等などにより、実施が必要なくなったと保育園で判断した場合は、辞退して頂きます。



【スポット延長保育について】
《スポット延長保育時間》
１８：１６から１９：１５の間。
《利用対象児》満１歳以上。
《利用申込》
利用希望日の延長保育利用者が申込み時点で２０名未満の場合に利用できます。
当日の朝までを原則とします。

申込書を記入し、費用を添えて申し込んで下さい。なお、やむを得ない場合、当日ご連絡頂いた場合にもスポット延長保育を利用することができます。ただし、補食は他の延長保育利用者と異なることもあります。

《保 育 料》１回、１人、４００円。申込みの時点でご納入下さい。

《補　　食》用意します。

⑱個人情報保護に基づいてのお願い

・当園でお預かりする利用者の個人情報は、児童の健康管理、環境把握、連絡先の確保等保育上必要なものであり、情報提供をお願いする際には必ずその使途を明示し、その目的のみに利用することをお約束いたします。また、提供された情報は、個人情報保護法に基づく園内規定に照らして厳重に管理し、当事者の同意なしに第三者に提供することは致しません。各職員も個人情報保護の重要性を認識し、流出には充分注意致します。同時に、保護者間におけるプライバシーの保護についてもご協力をお願いしています。

・また、以下の事項については個人情報の利用をご了承下さい。
このことは、円滑な施設運営（緊急連絡、園児の成長する姿のお知らせ、園の保育内容を知って頂く）のために必要なこととしてご協力をお願いしております。
了承しかねる場合は園にお知らせ下さい。個別の対応をさせていただきます。

・別紙、「同意書」の提出をお願いしています。
＊くつばこ、個人用ロッカー、誕生表等に園児の名前を記載する。
＊園の生活を写真に撮り、家庭に販売したり、卒園文集に使用したりする。
＊上記写真を園のおしらせ・HP・広報誌・年賀状・保育室内に掲載する。
また、コドモンお知らせ配信を使用して配信する。
＊職員用連絡ボードに諸連絡等を記載する。
＊見学者・実習生・体験学習・ボランテイア等の方が園に出入りし、子どもの顔と名前を知りうる可能性がある。（守秘義務の厳守は、指示・徹底いたします。）
＊クラスだよりに、子どもの様子や言葉を名前入りで紹介すること。
＊０～２才クラスの生活表への記載等。
＊誤食防止の為、アレルギーを持つお子さんの名前と食品名を各クラスに掲示。

⑲児童虐待防止について

子どもの家保育園では大田区の児童虐待マニュアル、その他の関係法令を厳守し、
児童の虐待防止、子どもの人権擁護に努めております。

体制整備等・・入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修、その他の措置を講じます。

緊急時の対応・・児童に不適切な養育の兆候が認められた場合、その他策を講じる必要があると判断した場合は、児童虐待の防止等に関する法律、その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律　　第６条

保育園には、虐待が疑われる場合、通告の義務が課せられています。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、疑いであっても速やかに
大田区子ども家庭支援センターへ通告及び情報提供を行わなければなりません。

児童虐待には、次の４つがあります(児童虐待防止法に規定)

・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火を押し付ける。熱湯をかける。戸外に締め出す。閉じ込める。しばりつける。等・・

・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。兄弟と差別する。配偶者に対する暴力や暴言。兄弟に対する虐待。等
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねる事となる為、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。

・性的虐待・・・性交、性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。等・・

・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。
病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っている事を放置する。等・・

＊大田区児童虐待対応マニュアルより抜粋

⑳協力していただくこと

・家庭や園での子どもの様子を理解しあう為に、クラス懇談会（ひよこぐみ；年３回、りすぐみ～ぞうぐみ；年２回を予定、園での生活、行事などのビデオを見ながらの懇談）、状況に応じて保育参観、保育参加、面談などを行います。
・園から出ている“園のお知らせ”“保健ニュース”“クラスだより”“献立表”などは、必ず読んで下さい。また、返事のいるものは締め切り期日を守り、提出して下さい。
・登園、降園時間は約束した時間を守って下さい。
やむを得ず、時間が変更される場合はわかった時点でご連絡して下さい。
また、お迎え時間が急に変わる場合はご連絡下さい。
（延長番にかかる場合は必ず電話でご連絡ください）
・家庭と園の往復には安全なコースを選び、毎日同じ道を通るようにしましょう。
（災害給付金との関係があります）
・家庭の事情が変わった場合は、すぐに園に連絡して下さい。
住所、勤務先、電話番号、家族や家の事情が変わったとき
勤務時間の変更（その日の連絡先、出張先など）
・お迎えに来る人が変わった時は、事前にお迎えの人の名前と時間を連絡して下さい。
（お迎えに来る人の変更連絡がない場合、保護者と確認が取れるまでは引き渡せませんのでご了承ください。）
・職員への心づけは固くお断りしています。

㉑災害時について

・災害時発生直後（地震は震度５弱以上）の保育の受け入れはできません。また、災害発生時にすでにお子さんをお預けになっている保護者の方は、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。災害直後はお預かりしているお子様の安全確保を最優先し、保護者の方がお迎えに来ていただくのをお待ちしております。その際は園の被害状況を確認し、園にとどまることが可能な限り、園舎でお子様をお預かりしております。また、災害発生後は被害状況、ライフラインの確保等、安全に開園できる状況になりましたらご連絡いたします。
・災害時の園からの連絡方法は、すでにご登録いただいておりますコドモンお知らせ一斉配信を主に使用いたします。まだの方はご登録をお願いいたします。
・保育園にいないときは一時集合場所；**中富小学校、**または広域避難場所；**（昭和島）**に避難しています。
・原則として引渡しは保護者の方に限りますが、状況により、児童調査票に記入された災害時代理引取人の方が見えた場合、または園から災害時代理引取人に連絡を取り、お迎えに来ていただいた場合はお子さんを災害時代理引取人に引き渡します。
・園児の引渡しは引渡し名簿で確認のうえ、行いますので、迎えに来た時は保育士に「〇〇の迎えに来ました」と必ず伝え、確認後帰るようにして下さい。

㉒独立行政法人日本スポーツ振興センターとの

災害給付契約について

保育園では、日頃から安全な保育を心掛けておりますが、万が一の事故に備え、掛金全額大田区負担で園児全員が日本スポーツ振興センター災害給付金制度に加入しています。保育園で保育を受けている時及び通常の経路での通園中のけがなど事故が発生した場合には、規定に基づき災害給付金が支給されます。

㉓保育料など

§通常の保育料は大田区が徴収します。銀行からの口座振替制度もあります。
・次のような時は、保育料の減額制度があります。
◎収入が激減した時　　◎災害を受けた時
◎稼動者が失業した時　　◎多額の医療費を支出した時
詳しくは大田区役所保育サービス課、
または地域行政センターへご相談下さい。

§延長保育料、スポット延長保育料、その他の保育料は園が徴収します。

㉔利用者負担金について

§親子バス遠足などでバスを使用します。
そのため、下記の金額を徴収させていただきます。
バス代÷保護者参加人数＋入園料（発生する場合）（小数点以下切捨て）
参加人数が確定後、請求させていただきます。

㉕不適切保育に関する自治体相談窓口について

大田区においての私立保育園等の不適切保育に関する相談窓口は下記の通りです。
不適切保育に関する相談のある場合はご連絡いただくようお願いします。

不適切保育等に関する自治体相談窓口
大田区こども家庭部保育サービス課
保育サービス基盤担当
連絡先 電話 03-5744-1727　　Fax 03-5744-1715

児童憲章

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んじられる

児童はよい環境の中で育てられる



子どもの家保育園
２０２６年２月作成